

令和 8（2026）年度 外国人研究者招へい事業 募集要項

外国人特別研究員（一般、欧米短期）

外国人招へい研究者（長期、短期）

令和 7 年 4 月

独立行政法人日本学術振興会

趣旨

独立行政法人日本学術振興会（Japan Society for the Promotion of Science：JSPS）は、諸外国の優秀な研究者を招へいし、我が国の研究者との共同研究、討議、意見交換等を行う機会を提供することにより、外国人研究者の研究の進展を支援すると同時に、外国人研究者との研究協力関係を通じて、我が国の学術研究の推進及び国際化の進展を図ることを目的とした事業を実施します。

対象分野

人文学、社会科学から自然科学までの全分野

プログラム種別

招へいの目的等に応じてプログラムを設定しています。各プログラムのページを確認の上、申請してください。

プログラム	内容（採用期間）	ページ
外国人特別研究員 （一般）【P】	博士号取得直後の優秀な諸外国の若手研究者に対し、我が国の大学等研究機関において日本側受入研究者の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供する事業（12 か月以上 24 か月以内）	13
外国人特別研究員 （欧米短期）【PE】	博士号取得前後の優秀な欧米諸国の若手研究者に対し、比較的短期間、我が国の大学等研究機関において日本側受入研究者の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供する事業（1 か月以上 12 か月以内）	17
外国人招へい研究者 （長期）【L】	中堅から教授級の優秀な諸外国の研究者を比較的長期間招へいし、我が国の研究者と共同研究を行う機会を提供する事業（2 か月以上 10 か月以内）	21
外国人招へい研究者 （短期）【S】	中堅から教授級の優秀な諸外国の研究者を短期間招へいし、我が国の研究者との討議・意見交換や講演等を通じて関係分野の研究の発展に寄与することを目的とした事業（14 日以上 60 日以内）	24

以下、プログラムを【 】で囲んだ記号で省略表記することがあります。

申請時の注意事項

1. 申請書における不正な記載等への対応

本会は、申請書の内容に虚偽、他人の申請書からの転用、署名の無断転用その他不正な記載があると判断した場合は、審査の対象外とし、また、当該研究者が本事業に採用された後に、同様の記載が発見された場合は、採用の取消しを含む所定の措置を講じます。

2. 研究資金の不正使用等や研究活動における不正行為等に対する措置

研究者等による研究資金の不正使用等や研究活動における特定不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）のほか、全ての人権侵害行為（人種差別、性差別、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権濫用、ネグレクト等）等の非違行為、法令違反、申請書の虚偽記載（署名の無断転用を含む。）等が認められた場合には、審査の中止、採用決定の取消し、既に配分された研究資金の一部又は全部の返還等の然るべき措置をとります。

なお、本会の「研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等への対応に関する規程」（平成 18 年 12 月 6 日規程第 19 号）については、以下を参照してください。

https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/fuseitaiou_kitei.pdf

3. 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備

研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下を参照してください。

https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

4. 研究倫理教育

研究活動における不正行為を未然に防止し、公正な研究活動を推進するためには、研究機関において研究者倫理を向上させることが重要となっています。受入研究機関（申請者（受入研究者）の所属研究機関）において、候補者（招へいする外国人研究者）が研究倫理教育を受講できるよう配慮してください。

（参考）研究活動における不正行為等について学ぶ教材等の例

- ・「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編）

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

- ・研究倫理 e ラーニングコース e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]

<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

- ・APRIN e ラーニングプログラム (eAPRIN)

<https://www.aprin.or.jp/>

- ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）を

踏まえ受入研究機関が実施する研究倫理教育)

5. 個人情報の取扱い等

申請書類に含まれる個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び本会の「保有個人情報等保護規程」に基づき厳重に管理し、日本学術振興会の業務遂行のみに利用（日本学術振興会及びその事業に関する案内の送付並びにデータの電算処理及び管理を外部の民間企業等に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）します。

なお、採用された場合は、候補者（招へいする外国人研究者）の氏名、国籍、職名、研究機関名、研究課題名、採用期間、研究に従事する機関名、申請者（受入研究者）の氏名、職名及び研究報告書等を、本会のウェブサイト等において公開するほか、関係機関へ周知することがあります。

EU を含む欧州経済領域及び英国所在の研究者（以下「EEA 等在住者」という。）が含まれる場合は、GDPR (General Data Protection Regulation：一般データ保護規則) 及び英国の一般データ保護規則に沿い、上記取扱いについて当該研究者の同意を得てください。 GDPR の詳細に関しては、以下のウェブサイト等を参考にしてください。

個人情報保護委員会

<https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/GDPR/>

https://www.ppc.go.jp/enforcement/cooperation/cooperation/brexit_210628/

6. 生成 AI の利用

申請書の作成に当たって、生成 AI を利用することは、意図せず著作権の侵害、個人情報や機密情報の漏洩につながるリスクがありますので、このことに留意した上で申請者の責任において判断してください。

7. 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和 3 年 4 月 27 日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

8. 安全保障貿易管理（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきています。そのため、研究機関が各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制（※1）が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

（※1）現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールや CD・DVD・USB メモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。本事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご留意ください。

（※2）非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります（※3）。このため、研究開始（契約締結日）までに、本事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の提供が予定されているか否かの確認及び、提供の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行う場合があります。

（※3）輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは下記を参照してください（国際情勢等を踏まえ規制が変化していることがあります。）。

・経済産業省：安全保障貿易管理（全般）

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>

・経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

- ・一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

- ・安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

- ・外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

9. 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」（令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところですが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」こととされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合には、受入研究機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いします。

安保理決議第 2321 号については、下記を参照してください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

10. 動物実験基本指針における外部検証の受検について

動物実験等を実施する大学等の研究機関等は、「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成 18 年文部科学省告示 71 号。以下「基本指針」という。）を遵守する必要があります。特に基本指針では、3R の原則である、代替法の活用（Replacement）、使用数の削減（Reduction）、苦痛の軽減（Refinement）を踏まえて、動物実験等を適正に実施することを求めています。

特に、基本指針では、「研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。」と定めております。本事業に応募する際、研究内容が動物実験を伴う場合には、所属する研究機関等において外部検証を受検するようお願いします。なお、所属する研究機関等の一部施設において外部検証を受検している場合は、機関全体として受検するようお願いします。

- ・研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針（平成 18 年文部科学省告示 71 号）

https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/06060904.htm

11. 入国前結核スクリーニングの実施

対象国から日本に入国・中長期間在留しようとする者に対して、入国前に指定健診医療機関において胸部レントゲン検査等を受け、結核を発病していないことを証明する資料の提出を求める「入国前結核スクリーニング」について、令和 7 年 3 月以降に準備の整った対象国から、指定健診医療機関における健診受付及び在留資格認定証明書交付申請時又は査証申請時における結核非発病証明書の提出義務付けが順次開始されています。原則として、フィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパール、ミャンマー及び中国（※ 1）の国籍を有し、中

長期在留者（再入国許可を有する者を除く）（※2）並びに特定活動告示第53号及び同第54号（デジタルノマド及びその配偶者又は子）としてわが国に入国・在留しようとする者が対象です。

（※1）令和7年4月時点において、インドネシア、ミャンマー、中国については現在調整が行われており、開始時期は未定です。

（※2）「中長期在留者」とは、出入国管理及び難民認定法第19条の3に定める者（本邦に在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者、④①から③までに準ずる者として法務省令で定めるもの、のいずれか以外の者）をいいます。

制度の詳細は下記の厚生労働省のウェブサイトに掲載されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou03/index_00006.html

12. 採用予定数・支給経費

各プログラムの採用予定数や支給経費の額等は、予算等の事情により変更することがあります。

13. 採用内定後の義務及び必要な手続き等

候補者（招へいする外国人研究者）、申請者（受入研究者）及び受入研究機関の義務や行うべき手続き、遵守すべきルール（採用期間中の一時出国の条件や調査研究費の使用等）等は、「諸手続の手引」でご確認ください。

「諸手続の手引」は下記で公開しています。

外国人特別研究員 https://www.jsps.go.jp/j-fellow/j-fellow_14/09_tebiki.html

外国人招へい研究者 <https://www.jsps.go.jp/j-inv/tebiki.html>

14. よくある質問と回答

本事業のFAQを下記で公開していますので、申請や採用後の手続きについて不明な点があればご確認ください。

外国人特別研究員 <https://www.jsps.go.jp/j-fellow/faq.html>

外国人招へい研究者 <https://www.jsps.go.jp/j-inv/faq.html>

申請時の手続等

1. 電子申請システムの利用準備

申請は電子申請システムを通じて受け付けます（申請書の郵送による提出は受け付けません。）。

申請者（受入研究者）の所属研究機関は、「電子申請システム利用申請書」を提出し、所属研究機関用の国際交流事業用ID・パスワードを取得するとともに（ID・パスワードの発行には1週間程度かかります。）、電子申請システムに申請者（受入研究者）を登録し、申請者（受入研究者）用の国際交流事業用ID・パスワードを個別に発行してください。なお、すでに所属研究機関用や申請者（受入研究者）用の国際交流事業用ID・パスワードを取得している場合、あらためて発行する必要はありません。

詳細は、本会ウェブサイト内「電子申請システムのご案内」から「国際交流事業」を参照してください。

電子申請のご案内 https://www-shinsei.jsps.go.jp/topkokusai/top_kokusai.html

2. 申請資格及び要件の確認

申請者（受入研究者）及び受入研究機関は、申請者（受入研究者）及び候補者（招へいする外国人研究者）がそれぞれの申請資格、要件を満たしているか確認してください。

なお、プログラムにより申請資格や要件が異なるので、本募集要項のそれぞれのプログラムのページを参照してください。

万が一、申請者（受入研究者）に非違行為があり、受入研究機関が定める処分を受けた場合は、処分の日以後5年間は本事業に申請することができません。

3. 申請する審査区分の選択及び選考方法の確認

申請者（受入研究者）は、自らの申請書の審査を希望する区分を「審査区分表」から選択してください。その際、審査区分と審査を行う審査員の組み合わせを表す「審査セット」を参考にしてください。

選考は、本会の国際事業委員会において、書面審査及び合議審査により行われます。

「審査区分表」、「審査セット」及び選考方法の詳細は下記の本会ウェブサイトで公開しています。

審査区分表、審査セット

外国人特別研究員 https://www.jsps.go.jp/j-fellow/j-fellow_14/31_boshuyoko.html

外国人招へい研究者 <https://www.jsps.go.jp/j-inv/boshu/boshuyoko.html>

選考方法

外国人特別研究員（一般） <https://www.jsps.go.jp/j-fellow/j-ippan/senko.html>

外国人特別研究員（欧米短期） <https://www.jsps.go.jp/j-fellow/j-oubei-s/senko.html>

外国人招へい研究者 <https://www.jsps.go.jp/j-inv/senko.html>

4. 複数申請の制限の確認

本事業では、限られた財源で多くの研究者を支援するため、同時に申請できる件数を制限しています。申請者（受入研究者）は、次に従い研究計画を立ててください。

(1) 候補者（招へいする外国人研究者）の複数申請

- ① 「本会の申請受付期限」が同一の募集において、1人の候補者（招へいする外国人研究者）が複数の申請者（受入研究者）を通じて申請した場合、1つの申請しか受理できません。
- ② 「本会の申請受付期限」が同一の募集において、1人の候補者（招へいする外国人研究者）が申請できるのは【P】、【L】、【S】のうち1件のみです。
- ③ 第1回募集分において【L】又は【S】に採用された候補者（招へいする外国人研究者）は、【S】の第2回募集分には申請できません。

(2) 申請者（受入研究者）の複数申請

- ① 【P】【PE】については、各回の募集で、同一のプログラムに、1人の申請者（受入研究者）につき、3件まで申請可能です。
- ② 【L】、【S】については、各回の募集で、1人の申請者（受入研究者）につき、1件のみ申請可能です。
第1回募集分：【L】、【S】のいずれか1件のみに申請可能。
第2回募集分：第1回募集への申請有無にかかわらず、【S】1件に申請可能。

5. 申請書の作成

申請は受入研究機関を通じて行ってください（申請者（受入研究者）や候補者（招へいする外国人研究者）からの個別申請は受け付けません。）。

申請者（受入研究者）及び候補者（招へいする外国人研究者）は、所定の様式（プログラムにより異なります。）により申請書を作成してください。このとき、人権の保護及び法令等の遵守への対応（※）についても記載してください。また、相手国に出入国の制限等が出されている場合は、可能な限り申請時点における状況を踏まえ、見通しを立てた上で渡航、来日計画を具体的に調整した申請内容を準備してください。さらに、国際的な研究交流活動を実施中あるいは実施したことがある申請者（受入研究者）及び候補者（招へいする外国人研究者）は、それが今回申請の本事業と関連する場合にはそのことを明確にした上で申請してください。

申請書作成の際は、本募集要項のほか、本会ウェブサイト内の各プログラムの「申請書作成・記入要領」を必ず参照してください。

外国人特別研究者 https://www.jsps.go.jp/j-fellow/j-fellow_14/31_boshuyoko.html

外国人招へい研究者 <https://www.jsps.go.jp/j-inv/boshu/boshuyoko.html>

（※）人権の保護及び法令等の遵守への対応

研究計画を遂行するにあたって、研究対象者の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組みを必要とする研究など指針・法令等（国際共同研究を行う相手国及び研究を実施する国・地域の指針・法令等を含む。）に基づく手続きが必要な研究が含まれている場合に、どのような対策や措置を講じるのかについても、申請書中に記述してください。例えば、個人情報を伴うアンケート調査・インタビュー調査・行動調査（個人履歴・映像を含む。）、国内外の文化遺産の調査等、提供を受けた試料の使用、侵襲性を伴う研究、ヒト遺伝子解析研究、遺伝子組換え実験、動物実験など、研究機関内外の情報委員会や倫理委員会等における承認手続きが必要となる調査・研究・実験などが対象となりますので手続きの状況も具体的に記述してください。

(1) 申請者（受入研究者）

受入研究機関が指定する期限（受入研究機関によっては「本会の申請受付期限」の1か月以上前の場合があります。）までに、電子申請システムより申請書を提出（送信）してください。詳細は本募集要項のそれぞれのプログラムのページを参照してください。

(2) 候補者（招へいする外国人研究者）

申請者（受入研究者）とともに申請書を作成してください。詳細は本募集要項のそれぞれのプログラムのページを参照してください。

(3) 受入研究機関担当者

各プログラムの「本会の申請受付期限」までに、機関の長より、申請を行うこと及び申請に当たって承諾すべきこと（※）の承認を得て、電子申請システム上で「候補者リスト」を確定し、申請書を独立行政法人日本学術振興会理事長に提出（送信）してください。提出（送信）をもって、機関の長が外国人研究者の受入等を承諾したものとみなします。

なお、指定された期限後に提出（送信）があっても受理しませんので、時間には十分な余裕をもって提出（送信）してください。

（※）申請に当たって機関の長が承諾すべきこと

- ・本申請が採用された場合は、当機関は該当する候補者（招へいする外国人研究者）を受け入れること。
- ・本申請が採用された場合は、申請者（受入研究者）及び候補者（招へいする外国人研究者）に対し、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用が行われることがないように、日本学術振興会及び当機関の定めるルール（不正行為・不正使用を行った場合のペナルティを含む。）を告知し、遵守させること。
- ・個人情報の取扱いについて募集要項の内容を理解し、同意すること。

以下のチェックリストにて提出（送信）前に申請書を確認してください。

なお、電子申請システムに入力された情報（候補者の氏名、国籍及び生年月日等）は、採用の際に発行する証明書等に印字されますので、申請書等の内容に相違ないかよくご確認ください。候補者氏名等のスペルに相違がある場合でも、一切の確認・連絡をいたしません。受入研究機関の責任において、確実な情報であることを確認の上、申請してください。

受入研究機関用提出前チェックリスト

(1) 外国人特別研究員（【P】、【PE】）

- 申請者（受入研究者）及び候補者（招へいする外国人研究者）が本募集要項記載の申請資格・要件を満たしている。
- 「様式1」の候補者（招へいする外国人研究者）氏名及び国籍、生年月日は来日時に使用するパスポートの表記と同様に正しく記載されている。
- 「様式1」の1ページ目と「FORM2」の1ページ目の内容が一致している。
- 「様式1」、「FORM2」の推薦者氏名が「推薦書」の氏名と一致している。
- 「FORM2」は本会所定の様式を使用している。
- 「FORM2」に候補者（招へいする外国人研究者）のサインがある。

- 「推薦書」に推薦者のサインがある。

(2) 外国人招へい研究者（【L】、【S】）

- 申請者（受入研究者）及び候補者（招へいする外国人研究者）が本募集要項記載の申請資格・要件を満たしている。
- 「様式 L-1」「様式 S-1」の候補者（招へいする外国人研究者）氏名及び国籍、生年月日は来日時に使用するパスポートの表記と同様に正しく記載されている。
- 「様式 L-2」「様式 L-3」「様式 S-2」「様式 S-3」は本会所定の様式を使用している。

6. 申請の取り下げ

申請から選考結果の通知の間に、諸事情により本事業による採用を希望しないこととなった場合は取り下げの手続きが必要となりますので、すみやかに本会にお問い合わせください。

7. 選考結果の通知

選考結果については、本会理事長から受入研究機関の長に電子的方法又は文書で通知します。採用された申請者（受入研究者）及び候補者（招へいする外国人研究者）宛ての採用通知その他の関係書類は、本会から受入研究機関に送付します。また電子申請システムにより開示するとともに、採用された申請者（受入研究者）及び候補者（招へいする外国人研究者）の氏名、研究課題名等は本会のウェブサイト上で公開します。

なお、不採用となった申請者（受入研究者）及び候補者（招へいする外国人研究者）には本会から通知しません。候補者（招へいする外国人研究者）に対しては申請者（受入研究者）等から結果を伝えてください。

選考及び結果の通知に関する個別の問合せには一切応じられません。

また、採用通知に記載された期間内に研究を開始しない場合は、採用が取り消されます。

8. 結果の開示

【P】、【L】及び【S】については、申請者（受入研究者）に電子申請システムにより不採用の申請におけるおおよその位置付けを開示します。

[開示内容]

不採用 A = 申請した合議審査区分における不採用件数の上位 20%

不採用 B = 申請した合議審査区分における不採用件数の上位 21～50%

不採用 C = 申請した合議審査区分における不採用件数の上位 50%に至らなかった。

申請者（受入研究者）、候補者（招へいする外国人研究者）及び受入研究機関の義務

申請者（受入研究者）、候補者（招へいする外国人研究者）及び受入研究機関は、以下の（1）～（10）に留意の上、申請及び採用後の手続きを行ってください。採用後は採用されたプログラムに対応する「諸手続の手引」の記載事項を遵守してください。記載事項を遵守しなかった場合、採用の取消し、支給経費の停止（国際航空券の支給停止を含む。）、特別研究員奨励費等の研究費（【P】）を含む支給済みの経費の返還要求を含む、所定の措置を講ずることとします。

- (1) 申請者（受入研究者）は、候補者（招へいする外国人研究者）の来日（採用期間開始）後の円滑な研究遂行を可能にするため、受入体制（研究室での受入条件、受入れにあたっての身分等）を十分告知し、その合意を得た上で申請すること。
- (2) 申請者（受入研究者）は、受入研究機関の事務担当者の協力を得て、候補者（招へいする外国人研究者）が受入研究機関において滞りなく共同研究等の研究活動が遂行できるよう、必要な受入体制を整えること。また候補者（招へいする外国人研究者）の来日（採用期間開始）前に必要な手続き（査証の申請手続きを含む。）及び宿舍の確保その他、日本での生活に必要な事柄について助言を行うこと。
- (3) 申請者（受入研究者）は候補者（招へいする外国人研究者）に対し、採用期間中すべての人権侵害行為（人種差別、性差別、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権乱用、ネグレクト等）を行ってはならないことはもちろん、行ったと受け取られないよう特に言動を慎まなければならない。万が一、非違行為があり、受入研究機関が定める処分を受けた場合は、処分の日以後5年間は本事業に申請することができません。
- (4) 候補者（招へいする外国人研究者）は、採用期間中、受入研究機関の内外を問わず、すべての人権侵害行為（人種差別、性差別、セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント、パワーハラスメント、職権乱用、ネグレクト等）を行ってはならない。
- (5) 候補者（招へいする外国人研究者）は、採用期間中、原則として継続的に日本に滞在し、受入研究機関において本プログラムに係る研究活動に専念し、他の業務（※）に従事しないこと。ただし、【P】、【PE】については、出産・育児又は傷病に伴い採用期間を中断している場合、【L】、【S】については採用期間を中断している場合はこの限りでない。
- (6) 申請者（受入研究者）及び候補者（招へいする外国人研究者）は、研究活動の不正行為（研究成果の捏造、改ざん等）及び研究費の不正使用（研究費の私的使用、目的外使用等）を行わないように、本会及び受入研究機関の定めるルールに従い研究活動を行うこと。
- (7) 申請者（受入研究者）及び候補者（招へいする外国人研究者）は、採用期間終了後の本会が指定する期日までに別に定める様式によって報告書を提出すること。
- (8) 候補者（招へいする外国人研究者）が本事業により講演等を行う場合には、本会の招へい事業である旨を明示すること。
- (9) 受入研究機関は、申請者（受入研究者）及び候補者（招へいする外国人研究者）に対し、研究活動の不正行為（研究成果の捏造、改ざん等）及び研究費の不正使用（研究費の私的使用、目的外使用等）が行われることがないように、本会及び当該機関の定めるルール（不正行為・不正使用を行った場合のペナルティを含む。）を告知し、遵守させること。
- (10) 受入研究機関は、候補者（招へいする外国人研究者）の受入れにあたり第一義的な責任を有しており、受入れにあたっては人権侵害行為、研究活動の不正行為及び研究費の不正使用等の防止について積極的に取

り組み、また問題が生じた場合はその解決に努め、本会が求める場合には、これらの問題について報告をすること。

(※)「他の業務」には当たらない主なもの

以下の①～④については、例外的に本フェローシップに係る研究の一環とみなす。ただし、いずれの場合も雇用関係が生じることは認められない。また、候補者（招へいする外国人研究者）が申請者（受入研究者）から研究課題遂行上問題ないことについて了承を得ること。

- ①受入研究機関における研究指導等の活動
- ②研究課題と密接に関連のある研究プロジェクトへの参加
- ③研究課題に係るアウトリーチ活動
- ④日本学術振興会が研究員向けに実施するイベントへの参加

外国人特別研究員（一般）【P】

1. 内容

博士号取得直後の優秀な諸外国の若手研究者に対し、我が国の大学等研究機関において日本側受入研究者の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供するプログラムです。

2. 採用期間

12 か月以上 24 か月以内

期間は 1 か月単位とします。

※ 採用期間は候補者（招へいする外国人特別研究者）が海外から日本の空港に到着した日が採用期間開始日、海外へ日本の空港を出発した日が採用期間終了日です（採用期間開始日以前又は採用期間終了日以降に日本に滞在する場合を除く。）。

※ 「3. 申請スケジュール及び採用予定数」に示す来日時期に採用を開始すれば、年度を跨ぐ採用期間も可能です。

※ 採用期間中は継続して日本に滞在することが必要であり、分割滞在は認められません。

3. 申請スケジュール及び採用予定数

受入研究機関から本会への申請スケジュール及び採用予定数は下記のとおりです。各受入研究機関における申請期限については、「本会の申請受付期限」の 1 か月以上前に設定される場合があります。申請者（受入研究者）は予め各機関担当にご確認ください。

募集回	本会の申請受付期限【必着】	結果通知 予定時期	来日時期 (採用期間開始時期)	採用 予定数
第 1 回	令和 7(2025)年 8 月 29 日 (金) 17:00	令和 7(2025)年 12 月下旬頃	令和 8(2026)年 4 月 1 日 ～ 令和 8(2026)年 9 月 30 日	約 120 名
第 2 回	令和 8(2026)年 4 月 28 日 (火) 17:00	令和 8(2026)年 8 月上旬頃	令和 8(2026)年 9 月 1 日 ～ 令和 8(2026)年 11 月 30 日	約 120 名

※電子申請システムでの受付は、各募集回における「本会の申請受付期限」の約 2 か月前に開始します。

※採用予定数は予算の状況により増減することがあります。

4. 申請者（受入研究者）の申請資格及び申請可能件数

申請時、採用時及び採用期間において、下記 (1) 及び (2) を満たす者。

- (1) 科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号）第 2 条に規定される研究機関（※）に所属し、科学研究費助成事業の応募資格を持ち、外国人研究者の受入を希望する者。
- (2) 常勤の研究者であること。ただし、常勤でない研究者であっても、常勤の研究者と同様に、採用期間中継続して、研究環境（研究室・設備・人員）の整備等を含め、本事業を責任を持って遂行できると受入研究機関において判断する場合には、申請可能とする。

（※）科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号）第 2 条に規定される研究機関

- ① 大学及び大学共同利用機関
- ② 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- ③ 高等専門学校
- ④ 文部科学大臣が指定する機関

申請時点において、申請者が定年などの理由で候補者の招へい期間中に退職することが予め分かっており、同候補者の招へい期間中に受入研究者を変更せざるを得ないのであれば、申請をお控えください。

なお、1人の申請者（受入研究者）につき、3件まで申請可能です。

5. 候補者（招へいする外国人研究者）の要件

令和8（2026）年4月1日の時点及び採用期間において、下記（1）及び（2）を満たす者。

- (1) 我が国と国交がある国の国籍を有する者（台湾及びパレスチナの研究者については、これに準じて取り扱う。）。
- (2) 我が国における研究開始時点で博士の学位を有し、かつ、令和8（2026）年4月1日の時点で博士の学位取得後6年未満の者（令和2（2020）年4月2日以降に学位を取得した者）。常勤的職に就いているかどうかは問いません。

[注1] 「本会の申請受付期限」が同一の募集において、1人の候補者（招へいする外国人研究者）が複数の申請者（受入研究者）を通じて申請した場合、1つの申請しか受理できません。

[注2] 過去に【P】及び外国人特別研究員（定着促進）に採用され、採用期間を開始した者は対象外です。

[注3] 日本の大学で学位を取得した者および日本在住者も対象とします。ただし、日本国籍を持つ者及び日本に永住を許可されている外国人は対象外です。

[注4] 「博士の学位取得後6年未満の者」には、博士の学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと博士の学位取得後6年未満となる者も含まれます（取得期間の和を月単位に繰り上げて、学位取得後の年数から除く。）。その場合、申請受付期限までに別途提出書類が必要になりますので、受入研究機関を通して、事前にご相談ください。

[注5] 海外推薦機関による推薦と公募を併願した場合、いずれか一方から採用が通知された時点で、もう一方の申請を取り下げてください。

[注6] 採用決定者は採用期間開始前までに学位記又は博士号学位取得証明書の提出が必要です（申請時不要）。

[注7] 採用期間開始日前までに学位を取得したことを証明する書類の提出が無い場合には、採用が取り消され、辞退扱いとなります。詳細は「外国人特別研究員 諸手続の手引」に定め
ます。

[注8] 採用決定後であっても、申請資格を有していないことが明らかになった場合は、採用取消しや採用期間の途中での資格の取消しの措置を行い、支給済の経費の返還要求を行います。

6. 支給経費

支給予定額は以下のとおりです。なお、支給経費の額は予算の状況により変更することがあります。

- (1) 渡航費 往復国際航空券（現物支給）（本会の規定による。エコノミークラス。）
- (2) 滞在費 月額 362,000 円

(3) その他 渡日一時金 定額 200,000 円、海外旅行保険

[注1] 採用期間開始日以前から日本国内に居住する（住所を有する）者には、「渡航費」の往路分、「渡日一時金」は支給しません。

[注2] 上記のほか、申請者（受入研究者）は、受入研究機関を通じて特別研究員奨励費に応募することができます。詳細は特別研究員奨励費【外国人特別研究員】の募集要領をご覧ください。

https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/20_tokushourei/download.html

7. 申請手続【電子申請システムのみで申請を受け付けます】

申請にあたっては、下記の手続きが必要です。なお、申請書は下表のように構成されます。

様式名	作成者	ページ数	内容	作成方法
様式 1	申請者（受入研究者）	4 ページ	氏名、所属機関、研究課題、採用期間、研究の概要と意義、受入体制等	電子申請システムに入力
FORM2	候補者（招へいする外国人研究者）	7 ページ	略歴、研究成果、研究計画、フェローシップ終了後の学術的目標及びキャリアの展望等	下記から様式（Word）をダウンロードし、電子申請システムにアップロード
推薦書	候補者の推薦者	1 ページ	推薦書	電子申請システムにアップロード

電子申請システム https://www-shinsei.jsps.go.jp/topkokusai/top_kokusai.html

様式のダウンロード https://www.jsps.go.jp/j-fellow/j-fellow_14/31_boshuyoko.html

記入要領及びFAQを参照の上、申請書を作成してください。

記入要領 https://www.jsps.go.jp/j-fellow/j-fellow_14/31_boshuyoko.html

FAQ <https://www.jsps.go.jp/j-fellow/faq.html>

※ 指定されている一部の項目を除き日本語又は英語で作成してください。

※ FORM2 及び推薦書は PDF 又は Word の形式でアップロードしてください。

(1) 申請者（受入研究者）の手続

① 候補者（招へいする外国人研究者）から以下の2点を取り寄せる。

a JSPS International Fellowships for Research in Japan: APPLICATION FORM FOR JSPS POSTDOCTORAL FELLOWSHIPS FOR RESEARCH IN JAPAN(STANDARD) (FORM2)

b 候補者（招へいする外国人研究者）の博士論文指導者等からの署名入り推薦書（計1ページ、推薦者は申請者（受入研究者）以外の者1名）

※署名については自署又は自署の電子画像による署名としてください。手書き風フォントをタイプした署名は認められません。電子申請システムにログインし、各受入研究機関の指定の申請期限までに、電子申請システム上で申請を完成（電子申請画面上で様式1を入力、上記a, bをアップロード）させ、受入研究機関に提出（送信）する。

(2) 受入研究機関の手続

- ① 電子申請システム上で、申請者（受入研究者）が提出（送信）した申請書の内容を確認する。
- ② 機関の長より、申請を行うこと及び申請に当たって承諾すべきこと（p.9）の承認を得て、「候補者リスト」を確定し、申請書を「本会の申請受付期限」までに提出（送信）する。

8. 選考

選考は、本会の国際事業委員会において、書面審査及び合議審査により行います。書面審査は、申請者の書面審査区分に応じて6人の書面審査員により行います。審査の詳細については、本会「外国人特別研究員」ウェブサイト上の「選考方法」の項目を確認してください。

外国人特別研究員ウェブサイト選考方法 URL <https://www.jsps.go.jp/j-fellow/j-ippan/senko.html>

(審査方針)

- i) 我が国及び諸外国における学術の進展に資するものであること。
- ii) 招へいによって候補者と申請者双方の研究の推進が期待できること。
- iii) 申請者と候補者の事前交渉等が密接に行われ、研究計画が具体的であること。
- iv) 候補者の受入機関における受入体制が十分に整っていること。
- v) 採用者の国籍、受入機関、専門分野等は、なるべくかたよらないこと。とりわけ多様な国からの来日に配慮すること。
- vi) 書面審査の評点ばかりでなく、理由、意見等にも十分配慮すること。
- vii) 審査の判定は、採用・不採用の2種とすること。

9. 注意点

本会は、研究員に対してその研究活動に必要な経費を滞在費として支給していることから、原則として採用期間中に継続して日本に滞在することを義務付けております。許容される累積出国日数その他の条件については、「外国人特別研究員 諸手続の手引」をご参照ください。本会に無断で一時出国を行ったと判断された場合には、経費の支給を停止することがあります。

外国人特別研究員（欧米短期）【PE】

1. 内容

博士号取得前後の優秀な欧米諸国〔注〕の若手研究者に対し、比較的短期間、我が国の大学等研究機関において日本側受入研究者の指導のもとに共同して研究に従事する機会を提供するプログラムです。

〔注〕本要項における欧米諸国は、米国、カナダ並びに欧州連合（EU）加盟国（令和 7（2025）年 4 月 1 日現在）、英国、スイス、ノルウェー及びロシアとします。

2. 採用期間

1 か月以上 12 か月以内

期間は 1 か月単位とします。

※ 採用期間は候補者（招へいする外国人研究者）が海外から日本の空港に到着した日が採用期間開始日、海外へ日本の空港を出発した日が採用期間終了日です（採用期間開始日以前又は採用期間終了日以降に日本に滞在する場合を除く）。

※ 「3. 申請スケジュール及び採用予定数」に示す来日時期に採用を開始すれば、年度を跨ぐ採用期間も可能です。

※ 採用期間中は継続して日本に滞在することが必要であり、分割滞在は認められません。

3. 申請スケジュール及び採用予定数

受入研究機関から本会への申請スケジュール及び採用予定数は下記のとおりです。各受入研究機関における申請期限については、「本会の申請受付期限」の 1 か月以上前に設定される場合があります。申請者（受入研究者）は予め各機関担当者にご確認ください。

募集回	本会の申請受付期限【必着】	結果通知 予定時期	来日時期 (採用期間開始時期)	採用 予定数
第 1 回	令和 7(2025)年 9 月 26 日 (金) 17:00	令和 8(2026)年 1 月上旬頃	令和 8(2026)年 4 月 1 日 ～ 令和 9(2027)年 3 月 31 日	約 20 名
第 2 回	令和 8(2026)年 1 月 9 日 (金) 17:00	令和 8(2026)年 5 月中旬頃	令和 8(2026)年 8 月 1 日 ～ 令和 9(2027)年 3 月 31 日	約 20 名
第 3 回	令和 8(2026)年 6 月 5 日 (金) 17:00	令和 8(2026)年 9 月下旬頃	令和 8(2026)年 12 月 1 日 ～ 令和 9(2027)年 3 月 31 日	約 20 名

※電子申請システムでの受付は、各募集回における「本会の申請受付期限」の約 2 か月前に開始します。

※採用予定数は予算の状況により増減することがあります。

4. 申請者（受入研究者）の申請資格及び申請可能件数

申請時、採用時及び採用期間において、下記（1）及び（2）を満たす者。

- （1）科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号）第 2 条に規定される研究機関（※）に所属し、科学研究費助成事業の応募資格を持ち、外国人研究者の受入を希望する者。
- （2）常勤の研究者であること。ただし、常勤でない研究者であっても、常勤の研究者と同様に、採用期間中継

続して、研究環境（研究室・設備・人員）の整備等を含め、本事業を責任を持って遂行できると受入研究機関において判断する場合には、申請可能とする。

(※) 科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）第2条に規定される研究機関

- ① 大学及び大学共同利用機関
- ② 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- ③ 高等専門学校
- ④ 文部科学大臣が指定する機関

なお、1人の申請者（受入研究者）につき、3件まで申請可能です。

5. 候補者（招へいする外国人研究者）の要件

令和8(2026)年4月1日の時点及び採用期間において、下記(1)及び(2)を満たす者。

- (1) 1の〔注〕に掲げる国の国籍又は永住権を有する者。ただし、1の〔注〕に掲げる国以外の国籍又は永住権を有する者（我が国と国交を有する国に限る。台湾及びパレスチナの者についてはこれに準じて扱う。）であっても、1の〔注〕に掲げる国の大学又は研究機関において、本会の申請受付期限日の時点で3年以上研究を継続中の者で、優れた研究業績を有する者を含む。
- (2) 我が国における研究開始時点で、外国の大学院で取得した博士の学位を有し、かつ、令和8(2026)年4月1日の時点で、博士の学位取得後6年未満の者（令和2年（2020年）4月2日以降に学位を取得した者）又は国外の大学院博士課程（博士後期課程相当）に在籍し、我が国における研究開始時点から2年以内に博士の学位取得見込みの者。常勤的職に就いているかどうかは問いません。

〔注1〕「本会の申請受付期限」が同一の募集において、1人の候補者（招へいする外国人研究者）が複数の申請者（受入研究者）を通じて申請した場合、1つの申請しか受理できません。

〔注2〕過去に【P】、【PE】、外国人特別研究員（ASEAN/アフリカ短期）、外国人特別研究員（定着促進）に採用され、採用期間を開始した者は対象外です。

〔注3〕「本会の申請受付期限」に在留カードを有する等、我が国に住所を有する者は対象外です。

〔注4〕日本国籍を有する者は、1の〔注〕に掲げる国の永住権を有していても対象外です。

〔注5〕「3年以上研究を継続中の者」には、産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと3年以上研究を継続中の者も含まれます（取得期間の和を月単位に繰り上げて、研究継続の年数から除く。）。その場合、申請受付期限までに別途提出書類が必要になりますので、受入研究機関を通して、事前にご相談ください。

〔注6〕「博士の学位取得後6年未満の者」には、博士の学位を取得後に取得した産前・産後の休暇、育児休業の期間を除くと博士の学位取得後6年未満となる者も含まれます（取得期間の和を月単位に繰り上げて、学位取得後の年数から除く。）。その場合、申請受付期限までに別途提出書類が必要になりますので、受入研究機関を通して、事前にご相談ください。

〔注7〕海外推薦機関による推薦と公募を併願した場合、いずれか一方から採用が通知された時点で、もう一方の申請を取り下げてください。

〔注8〕採用決定者は採用期間開始前までに学位記、博士号学位取得証明書、学位取得見込証明書いずれかの提出が必要です（申請時不要）。

〔注9〕〔注8〕に掲げるいずれかの書類の提出が無い場合、採用は取り消され辞退扱いとなります。詳細は

「外国人特別研究員 諸手続の手引」に定めます。

[注 10]採用決定後であっても、外国人特別研究員の申請資格を有していないことが明らかになった場合は、採用取消しや採用期間の途中で資格の取消しの措置を行い、支給済の経費の返還要求を行います。

6. 支給経費

支給予定額は以下のとおりです。なお、支給経費の額は予算の状況により変更することがあります。

- (1) 渡航費 往復国際航空券（現物支給）（本会の規定による。エコノミークラス。）
- (2) 滞在費 ①採用期間開始日前までに博士の学位を有する者：月額 362,000 円
②採用期間開始までに博士の学位を有しない者：月額 200,000 円
- (3) その他 渡日一時金（3 か月以上の滞在者のみ、定額 200,000 円）、海外旅行保険

[注 1] 採用期間開始日前までに学位記又は学位取得証明書の提出があった場合は、博士の学位取得者として滞在費は月額 362,000 円となります。提出がない場合は、滞在費は月額 200,000 円となります。採用期間開始日以降に学位記又は学位取得証明書の提出があった場合、本会への提出日から起算して翌月以降最初の支給分から、支給する滞在費を増額します。ただし、既支給分を遡って増額することはしません。

[注 2] 採用期間開始日以前から日本国内に居住する（住所を有する）者には、「渡航費」の往路分、「渡日一時金」は支給しません。上記のほか、申請者（受入研究者）は、受入研究機関を通じて調査研究費（上限 採用月数×70,000 円）に応募することができます。

7. 申請手続【電子申請システムのみで申請を受け付けます】

申請にあたっては、下記の手続きが必要です。なお、申請書は下表のように構成されます。

様式名	作成者	ページ数	内容	作成方法
様式 1	申請者 (受入研究者)	4 ページ	氏名、所属機関、研究課題、採用期間、研究の概要と意義、受入体制等	電子申請システムに入力
FORM2	候補者 (招へいする 外国人研究者)	7 ページ	略歴、研究成果、研究計画、フェローシップ終了後の学術的目標及びキャリアの展望等	下記から様式 (Word) をダウンロードし、電子申請システムにアップロード
推薦書	候補者の推薦者	1 ページ	推薦書	電子申請システムにアップロード

電子申請システム https://www-shinsei.jps.go.jp/topkokusai/top_kokusai.html

様式のダウンロード https://www.jps.go.jp/j-fellow/j-fellow_14/31_boshuyoko.html

記入要領及び FAQ を参照の上、申請書を作成してください。

記入要領 https://www.jps.go.jp/j-fellow/j-fellow_14/31_boshuyoko.html

FAQ <https://www.jps.go.jp/j-fellow/faq.html>

- ※ 指定されている一部の項目を除き日本語又は英語で作成してください。
- ※ 様式 2 及び推薦書は PDF 又は Word の形式でアップロードしてください。

(1) 申請者（受入研究者）の手続

- ① 候補者（招へいする外国人研究者）から以下の 2 点を取り寄せる。
 - a JSPS International Fellowships for Research in Japan : APPLICATION FORM FOR JSPS POSTDOCTORAL FELLOWSHIPS FOR RESEARCH IN JAPAN(SHORT-TERM) (FORM2)
 - b 候補者（招へいする外国人研究者）の博士論文指導者等からの署名入り推薦書（計 1 ページ。推薦者は申請者（受入研究者）以外の者 1 名）

※署名については自署又は自署の電子画像による署名としてください。手書き風フォントをタイプした署名は認められません。電子申請システムにログインし、各受入研究機関の指定の申請期限までに、電子申請システム上で申請を完成（電子申請画面上で様式 1 を入力、上記 a, b をアップロード）させ、受入研究機関に提出（送信）する。

(2) 受入研究機関の手続

- ① 電子申請システム上で、申請者（受入研究者）が提出（送信）した申請書の内容を確認する。
- ② 機関の長より、申請を行うこと及び申請に当たって承諾すべきこと（p. 9）の承認を得て、「候補者リスト」を確定し、申請書を「本会の申請受付期限」までに提出（送信）する。

8. 選考

選考は、本会の国際事業委員会において、書面審査及び合議審査により行います。書面審査は、申請者の書面審査区分に応じて 3 人の書面審査員により行います。審査の詳細については、本会「外国人特別研究員」ウェブサイト上の「選考方法」の項目を確認してください。

外国人特別研究員ウェブサイト選考方法 URL <https://www.jsps.go.jp/j-fellow/j-oubei-s/senko.html>

（審査方針）

- i) この招へいが実施され、欧米諸国との交流が一層発展することが期待できること。
- ii) 招へいによって候補者と申請者双方の研究の推進が期待できること。
- iii) 申請者と候補者の事前交渉等が密接に行われ、研究計画が具体的であること。
- iv) 候補者の受入機関における受入体制が十分に整っていること。
- v) 博士号取得前の者については、研究の発展性も考慮に入れること。
- vi) 採用者の受入機関、専門分野等は、なるべくかたよらないこと。
- vii) 書面審査の評点ばかりでなく、理由、意見等にも十分配慮すること。
- viii) 審査の判定は、採用・不採用の 2 種とすること。

9. 注意点

本会は、研究員に対してその研究活動に必要な経費を滞在費として支給していることから、原則として採用期間中に継続して日本に滞在することを義務づけております。許容される累積出国日数その他の条件については、「外国人特別研究員 諸手続の手引」をご参照ください。本会に無断で一時出国を行ったと判断された場合には、経費の支給を停止することがあります。

外国人招へい研究者（長期）【L】

1. 内容

中堅から教授級の優秀な諸外国の研究者を比較的長期間招へいし、我が国の研究者と共同研究を行う機会を提供するプログラムです。

2. 採用期間

2 か月以上 10 か月以内

期間は 1 か月単位とします。各自で設定した採用期間の延長は、いかなる場合でも認められません。

※ 採用期間は候補者（招へいする外国人研究者）が海外から日本の空港に到着した日が採用期間開始日、海外へ日本の空港を出発した日が採用期間終了日です（採用期間開始日以前又は採用期間終了日以降に日本に滞在する場合を除く。）。

※ 「3. 申請スケジュール及び採用予定数」に示す来日時期に採用を開始すれば、年度を跨ぐ採用期間も可能です。

3. 申請スケジュール及び採用予定数

受入研究機関から本会への申請スケジュール及び採用予定数は下記のとおりです。各受入研究機関における申請期限については、「本会の申請受付期限」の 1 か月以上前に設定される場合があります。申請者（受入研究者）は予め各機関担当者にご確認ください。

本会の申請受付期限【必着】	結果通知 予定時期	来日時期 (採用期間開始時期)	採用 予定数
令和 7 (2025) 年 8 月 29 日 (金) 17:00	令和 7 (2025) 年 12 月下旬頃	令和 8 (2026) 年 4 月 1 日～ 令和 9 (2027) 年 3 月 31 日	約 60 名

※電子申請システムでの受付は、各募集回における「本会の申請受付期限」の約 2 か月前に開始します。

※採用予定数は予算の状況により増減することがあります。

4. 申請者（受入研究者）の申請資格

申請時、採用時及び採用期間において、下記 (1) 及び (2) を満たす者。

- (1) 科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号）第 2 条に規定される研究機関（※）に所属し、科学研究費助成事業の応募資格を持ち、外国人研究者の受入を希望する者。
- (2) 常勤の研究者であること。ただし、常勤でない研究者であっても、常勤の研究者と同様に、採用期間中継続して、研究環境（研究室・設備・人員）の整備等を含め、本事業を責任を持って遂行できると受入研究機関において判断する場合には、申請可能とする。

(※) 科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年文部省告示第 110 号）第 2 条に規定される研究機関

- ① 大学及び大学共同利用機関
- ② 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの
- ③ 高等専門学校
- ④ 文部科学大臣が指定する機関

5. 候補者（招へいする外国人研究者）の要件

令和8(2026)年4月1日の時点及び採用期間において、下記(1)及び(2)を満たす者。

- (1) 我が国と国交がある国の国籍又は永住権を有する者(台湾及びパレスチナの研究者については、これに準じて取り扱う。)。ただし、日本国籍を有する者であっても、外国におおむね10年以上在住し、当該国の学界で活躍していると受入研究機関において判断する場合には、申請可能とする。
- (2) 外国の大学又は研究機関に所属する常勤又は常勤として位置づけられている研究者で、我が国の大学の教授、准教授又は助教に相当している者(名誉教授等を含む。)。ただし、前記の研究職歴を有しない者でも、博士の学位取得後6年以上で、外国の大学又は研究機関に於いて研究を継続していると受入研究機関において判断する場合には、申請可能とする。

[注]「本会の申請受付期限」が同一の募集において、1人の候補者(招へいする外国人研究者)が複数の申請者(受入研究者)を通じて申請した場合、1つの申請しか受理できません。

6. 支給経費

支給予定額は以下のとおりです。なお、支給経費の額は予算の状況により変更することがあります。

- (1) 渡航費 往復国際航空券(現物支給)(本会の規定による。エコノミークラス。)
- (2) 滞在費 月額387,600円
- (3) 海外旅行保険
- (4) 調査研究費 上限150,000円(申請者(受入研究者)が受入研究機関を通じて申請。)

[注]採用期間開始日以前から日本国内に滞在する者には、「渡航費」の往路分は支給しません。

7. 申請手続【電子申請システムのみで申請を受け付けます】

申請にあたっては、下記の手続きが必要です。なお、申請書は下表のように構成されます。

様式番号	様式名	作成者	ページ数	内容	作成方法
L-1	Web入力項目	申請者 (受入研究者)	1ページ	氏名、所属機関、研究課題、採用期間等	電子申請システムに入力
L-2	研究計画調書	申請者 (受入研究者) 及び候補者(招へいする外国人研究者)	7ページ	招へいの目的・意義、計画、研究遂行能力、学術の進展への寄与等	下記から様式(Word)をダウンロードし、電子申請システムにアップロード
L-3	外国人研究者調書	候補者 (招へいする外国人研究者)	2ページ	略歴、研究成果等	

電子申請システム https://www-shinsei.jsps.go.jp/topkokusai/top_kokusai.html

様式のダウンロード <https://www.jsps.go.jp/j-inv/boshu/boshuyoko.html>

記入要領及びFAQを参照の上、申請書を作成してください。

記入要領 <https://www.jsps.go.jp/j-inv/boshu/boshuyoko.html>

FAQ <https://www.jsps.go.jp/j-inv/faq.html>

※ 指定されている一部の項目を除き日本語又は英語で作成してください。

※ 様式 L-2 及び様式 L-3 は PDF 又は Word の形式でアップロードしてください。

(1) 候補者（招へいする外国人研究者）の手続

- ① 様式 L-2（研究計画調書）を申請者（受入研究者）とともに作成する。
- ② 様式 L-3（外国人研究者調書）を申請者（受入研究者）の協力を得て作成する。

(2) 申請者（受入研究者）の手続

- ① 様式 L-2（研究計画調書）を候補者（招へいする外国人研究者）とともに作成する。
- ② 様式 L-3（外国人研究者調書）を候補者（招へいする外国人研究者）に協力して作成する。
- ③ 電子申請システム上で様式 L-1（Web 入力項目）を入力し、様式 L-2 及び様式 L-3 をアップロードし、申請書を完成させる。
- ④ 受入研究機関の指定の期限までに、電子申請システム上で申請書を受入研究機関に提出（送信）する。

(3) 受入研究機関の手続

- ① 電子申請システム上で、申請者（受入研究者）が提出（送信）した申請書の内容を確認する。
- ② 機関の長より、申請を行うこと及び申請に当たって承諾すべきこと（p.9）の承認を得て、「候補者リスト」を確定し、申請書を「本会の申請受付期限」までに提出（送信）する。

8. 選考

選考は、本会の国際事業委員会において、書面審査及び合議審査により行います。書面審査は、申請者の書面審査区分に応じて 3 人の書面審査員により行います。審査の詳細については、本会「外国人招へい研究者」ウェブサイト上の「選考方法」の項目を確認してください。

選考方法 <https://www.jsps.go.jp/j-inv/senko.html>

（審査方針）

- i) 我が国及び諸外国における学術の進展に資するものであること。
- ii) 招へいによって研究の推進が期待できること。特に、招へいされる外国人研究者に重点を置いて評価すること。
- iii) 申請者と候補者との事前交渉等が明確で、招へい計画が具体的であること。
- iv) 候補者の受入機関における受入体制が十分に整っていること。
- v) 「採用期間」に見合った計画が立てられていること。
- vi) 我が国の研究者と候補者との共同研究等を目的とするものであること。
- vii) 採用者の国籍、受入機関、専門分野等は、なるべくかたよらないこと。
- viii) 書面審査の評点ばかりでなく、理由・意見等にも十分配慮すること。
- ix) 日本国籍者の採用数は、「本会の申請受付期限」が同一の募集において、全採用者の約 3 パーセント以内とすること。
- x) 審査の判定は、採用・不採用の 2 種とすること。

外国人招へい研究者（短期）【S】

1. 内容

中堅から教授級の優秀な諸外国の研究者を短期間招へいし、我が国の研究者との討議・意見交換や講演等を通じて関係分野の研究の発展に寄与することを目的としたプログラムです。

2. 採用期間

14日以上60日以内

各自で設定した採用期間の延長は、いかなる場合でも認められません。

※ 採用期間は候補者（招へいする外国人研究者）が海外から日本の空港に到着した日が採用期間開始日、海外へ日本の空港を出発した日が採用期間終了日です（採用期間開始日以前又は採用期間終了日以降に日本に滞在する場合を除く。）。

※ 「3. 申請スケジュール及び採用予定数」に示す来日時期に採用を開始すれば、年度を跨ぐ採用期間も可能です。

3. 申請スケジュール及び採用予定数

受入研究機関から本会への申請スケジュール及び採用予定数は下記のとおりです。各受入研究機関における申請期限については、「本会の申請受付期限」の1か月以上前に設定される場合があります。申請者（受入研究者）は予め各機関担当者にご確認ください。

募集回	本会の申請受付期限【必着】	結果通知 予定時期	来日時期 (採用期間開始時期)	採用 予定数
第1回	令和7(2025)年8月29日(金) 17:00	令和7(2025)年 12月下旬頃	令和8(2026)年4月1日 ～ 令和9(2027)年3月31日	約85名
第2回	令和8(2026)年4月28日(火) 17:00	令和8(2026)年 8月上旬頃	令和8(2026)年10月1日 ～ 令和9(2027)年3月31日	約75名

※電子申請システムでの受付は、各募集回における「本会の申請受付期限」の約2か月前に開始します。

※採用予定数は予算の状況により増減することがあります。

4. 申請者（受入研究者）の申請資格

申請時、採用時及び採用期間において、下記(1)及び(2)を満たす者。

- (1) 科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）第2条に規定される研究機関（※）に所属し、科学研究費助成事業の応募資格を持ち、外国人研究者の受入を希望する者。
- (2) 常勤の研究者であること。ただし、常勤でない研究者であっても、常勤の研究者と同様に、採用期間中継続して、研究環境（研究室・設備・人員）の整備等を含め、本事業を責任を持って遂行できると受入研究機関において判断する場合には、申請可能とする。

（※）科学研究費補助金取扱規程（昭和40年文部省告示第110号）第2条に規定される研究機関

- ① 大学及び大学共同利用機関
- ② 文部科学省の施設等機関のうち学術研究を行うもの

- ③ 高等専門学校
- ④ 文部科学大臣が指定する機関

5. 候補者（招へいする外国人研究者）の要件

令和8(2026)年4月1日の時点及び採用期間において、下記(1)及び(2)を満たす者。

- (1) 我が国と国交がある国の国籍又は永住権を有する者（台湾及びパレスチナの研究者については、これに準じて取り扱う。）。ただし、日本国籍を有する者であっても、外国におおむね10年以上在住し、当該国の学界で活躍していると受入研究機関において判断する場合には、申請可能とする。
- (2) 外国の大学又は研究機関に所属する常勤又は常勤として位置づけられている研究者で、我が国の大学の教授、准教授又は助教に相当している者（名誉教授等を含む。）。ただし、前記の研究職歴を有しない者でも、博士の学位取得後6年以上で、外国の大学又は研究機関に於いて研究を継続していると受入研究機関において判断する場合には、申請可能とする。

[注1] 「本会の申請受付期限」が同一の募集において、1人の候補者（招へいする外国人研究者）が複数の申請者（受入研究者）を通じて申請した場合、1つの申請しか受理できません。

[注2] 同年度第1回募集分において【L】又は【S】に採用された候補者（招へいする外国人研究者）は、第2回募集分には申請できません。

6. 支給経費

支給予定額は以下のとおりです。なお、支給経費の額は予算の状況により変更することがあります。

- (1) 渡航費 往復国際航空券（現物支給）（本会の規定による。エコノミークラス。）
- (2) 滞在費 日額18,000円
- (3) 海外旅行保険
- (4) 調査研究費 上限150,000円（申請者（受入研究者）が受入研究機関を通じて申請。）

[注] 採用期間開始日以前から日本国内に滞在する者には、「渡航費」の往路分は支給しません。

7. 申請手続【電子申請システムのみで申請を受け付けます】

申請にあたっては、下記の手続きが必要です。なお、申請書は下表のように構成されます。

様式番号	様式名	作成者	ページ数	内容	作成方法
S-1	Web入力項目	申請者（受入研究者）	1ページ	氏名、所属機関、研究課題、採用期間等	電子申請システムに入力
S-2	研究計画調書	申請者（受入研究者）及び候補者（招へいする外国人研究者）	5ページ	招へいの目的・意義、計画、研究遂行能力、学術の進展への寄与等	下記から様式（Word）をダウンロードし、電子申請システムにアップロード
S-3	外国人研究者調書	候補者（招へいする外国人研究者）	2ページ	略歴、研究成果等	

電子申請システム https://www-shinsei.jsps.go.jp/topkokusai/top_kokusai.html

様式のダウンロード <https://www.jsps.go.jp/j-inv/boshu/boshuyoko.html>

記入要領及びFAQを参照の上、申請書を作成してください。

記入要領 <https://www.jsps.go.jp/j-inv/boshu/boshuyoko.html>

FAQ <https://www.jsps.go.jp/j-inv/faq.html>

※ 指定されている一部の項目を除き日本語又は英語で作成してください。

※ 様式S-2及び様式S-3はPDF又はWordの形式でアップロードしてください。

(1) 候補者（招へいする外国人研究者）の手続

- ① 様式S-2（研究計画調書）を申請者（受入研究者）とともに作成する。
- ② 様式S-3（外国人研究者調書）を申請者（受入研究者）の協力を得て作成する。

(2) 申請者（受入研究者）の手続

- ① 様式S-2（研究計画調書）を候補者（招へいする外国人研究者）とともに作成する。
- ② 様式S-3（外国人研究者調書）を候補者（招へいする外国人研究者）に協力して作成する。
- ③ 電子申請システム上で様式S-1（Web入力項目）を入力し、様式S-2及び様式S-3をアップロードし、申請書を完成させる。
- ④ 受入研究機関の指定の期限までに、電子申請システム上で申請書を受入研究機関に提出（送信）する。

(3) 受入研究機関の手続

- ① 電子申請システム上で、申請者（受入研究者）が提出（送信）した申請書の内容を確認する。
- ② 機関の長より、申請を行うこと及び申請に当たって承諾すべきこと（p.9）の承認を得て、「候補者リスト」を確定し、申請書を「本会の申請受付期限」までに提出（送信）する。

8. 選考

選考は、本会の国際事業委員会において、書面審査及び合議審査により行います。書面審査は、申請者の書面審査区分に応じて3人の書面審査員により行います。審査の詳細については、本会「外国人招へい研究者」ウェブサイト上の「選考方法」の項目を確認してください。

選考方法 <https://www.jsps.go.jp/j-inv/senko.html>

（審査方針）

- i) 我が国及び諸外国における学術の進展に資するものであること。
- ii) 招へいによって研究の推進が期待できること。特に、候補者に重点を置いて評価すること。
- iii) 申請者と候補者との事前交渉等が明確で、招へい計画が具体的であること。
- iv) 候補者の受入機関における受入体制が十分に整っていること。
- v) 「採用期間」に見合った計画が立てられていること。
- vi) 受入機関のみならず、多数の機関を訪問するなどして、幅広く我が国の研究者との討議・意見交換・講演等の活動を行うものであること。また、若手研究者との交流の促進等教育的側面にも配慮したものであること。

ること。

- vii) 採用者の国籍、受入機関、専門分野等は、なるべくかたよらないこと。
- viii) 書面審査の評点ばかりでなく、理由・意見等にも十分配慮すること。
- ix) 日本国籍者の採用数は、「本会の申請受付期限」が同一の募集において、全採用者の約3パーセント以内とすること。
- x) 審査の判定は、採用・不採用の2種とすること。

その他

1. お問い合わせ

募集に関すること

独立行政法人日本学術振興会国際事業部人物交流課

募集要項全般	TEL : 03-3263-2480 Mail : invitation 【*】 jsps.go.jp
外国人特別研究員（一般）	TEL : 03-3263-3444 Mail : postdoc-standard 【*】 jsps.go.jp https://www.jsps.go.jp/j-fellow/j-ippan/gaiyou.html
外国人特別研究員（欧米短期）	TEL : 03-3263-3444 Mail : postdoc-short 【*】 jsps.go.jp https://www.jsps.go.jp/j-fellow/j-oubei-s/gaiyou.html
外国人招へい研究者（長期、短期）	TEL : 03-3263-2480 Mail : invitation 【*】 jsps.go.jp https://www.jsps.go.jp/j-inv/index.html

受付時間：月曜～金曜日（祝日を除く。）9：30～12：00 及び13：00～17：00（日本時間）

（【*】は@に置き換えてください。）

よくあるお問い合わせ（FAQ）

外国人特別研究員 <https://www.jsps.go.jp/j-fellow/faq.html>

外国人招へい研究者 <https://www.jsps.go.jp/j-inv/faq.html>

申請書記入要領

外国人特別研究員 https://www.jsps.go.jp/j-fellow/j-fellow_14/31_boshuyoko.html

外国人招へい研究者 <https://www.jsps.go.jp/j-inv/boshu/boshuyoko.html>

国際交流事業電子申請システムの利用に関すること

コールセンター（平日 9:30～17:30、日本語のみ） TEL : 0120-556-739（フリーダイヤル）

受付時間：月曜～金曜日（祝日を除く。）9：30～17：30（日本時間）

2. 実地検査及びアンケートへの協力

本事業の遂行のための体制や支給経費の管理・執行・監査の実施状況の確認のため、受入研究機関に対し、実地検査を行うことがありますので、協力してください。

また、本事業の充実のため、申請者（受入研究者）、候補者（招へいする外国人研究者）又は受入研究機関に対し、アンケートを行うことがあります。あらかじめご承知おきください。

3. 本事業の支援を受けて執筆した論文のオープンアクセス化の推進

日本学術振興会は、論文のオープンアクセス化に関する実施方針を定めており、本会の科学研究費助成事業をはじめとする研究資金による論文は原則としてオープンアクセスとすることとしています。

なお、著作権等の理由や、所属研究機関のリポジトリがオープンアクセス化に対応できない環境にある等の理由により、オープンアクセス化が困難な場合はこの限りではありません。

独立行政法人日本学術振興会の事業における論文のオープンアクセス化に関する実施方針

https://www.jsps.go.jp/data/Open_access.pdf

参考1：「オープンアクセス」とは

査読付きの学術雑誌に掲載された論文をだれでもインターネットから無料でアクセスし入手できるようにすることをいいます。

参考2：オープンアクセス化の方法

オープンアクセス化の方法には主に以下の①～③の方法があります。

- ① 従来の購読料型学術雑誌に掲載された論文を、一定期間（エンバーゴ）（※1）後（例えば6か月後）、著者が所属する研究機関が開設する機関リポジトリ（※2）又は研究者が開設するウェブサイト等に最終原稿を公開（セルフアーカイブ）（※3）することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ② 研究コミュニティや公的機関が開設するウェブサイト等に論文を掲載することにより、当該論文をオープンアクセスとする方法
- ③ 論文の著者が掲載料（APC: Article Processing Charge）を負担することにより、直ちに当該論文をオープンアクセスとする方法

（※1）エンバーゴ

学術雑誌が刊行されてから、掲載論文の全文がインターネットのアーカイブシステム（リポジトリ）などで利用可能になるまでの一定の期間のこと。

（※2）機関リポジトリ

大学等の研究機関において生産された電子的な知的生産物の保存や発信を行うためのインターネット上のアーカイブシステム。研究者自らが論文等を登録していくことにより学術情報流通の変革をもたらすと同時に、研究機関における教育研究成果の発信、それぞれの研究機関や個々の研究者の自己アピール、社会に対する教育研究活動に関する説明責任の保証、知的生産物の長期保存の上で、大きな役割を果たしている。

（※3）セルフアーカイブ

学術雑誌に掲載された論文や学位論文、研究データ等をオープンアクセス化するために、出版社以外（研究者や所属研究機関）が、ウェブサイト（一般的には、機関リポジトリ）に登録すること。

4. 研究データマネジメントについて

日本学術振興会は、本会の事業での研究活動における研究データの保存・管理及び公開について、基本的な考え方を定めています。

本事業に採用された研究者は、研究機関におけるデータポリシー等を踏まえ、研究活動により成果として生じる研究データの保存・管理、公開・非公開等に関する方針や計画を記載したデータマネジメントプラン（DMP）を作成し、本プランに基づいた研究データの保存・管理・公開を実施した上で研究活動を遂行してください。

本会の研究データの取扱いに関する基本方針は、以下を参照してください。

独立行政法人日本学術振興会の事業における研究データの取扱いに関する基本方針

https://www.jsps.go.jp/file/storage/open_science/basic_policy.pdf

外国人研究者招へい事業 DMP サンプル様式（外国人特別研究員（一般）を除く）

<https://www.jspss.go.jp/file/storage/j-inv/yoshiki/data/j-dmp.docx>

外国人特別研究員（一般）については、以下ウェブサイトを参考に DMP を作成してください。

https://www.jspss.go.jp/j-grantsinaid/01_seido/10_datamanagement/index.html

5. 論文謝辞等

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により支援を受けたことを表示してください。

論文中の謝辞（Acknowledgment）の記載例は以下のとおりです。

外国人特別研究員

○英文

This work was supported by JSPS Postdoctoral Fellowships for Research in Japan.

○和文

本研究は、【日本学術振興会外国人特別研究員】の支援を受けたものです。

外国人招へい研究者

○英文

This work was supported by JSPS Invitational Fellowship for Researcher in Japan.

○和文

本研究は、【日本学術振興会外国人招へい研究者】の支援を受けたものです。

6. 研究者情報への登録

researchmap は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）や多くの大学の教員データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap に登録くださるよう、御協力をお願いします。

<https://researchmap.jp/>

7. JSPS-Net への登録

JSPS Researchers Network（JSPS-Net）は、本会事業経験者を中心とする研究者向けソーシャル・ネットワークワーキング・サービスで、国境を越えて活躍する研究者等のネットワーク、研究者コミュニティの形成を支援します。

同じ研究分野の研究者に加えて、異なる研究分野の利用者同士、同じ地域で活躍する研究者同士、それぞれの活動に関心を持つ研究者や研究支援に携わる方々が JSPS-Net 上でコミュニティを形成し、ネットワークを行うことで、将来的な国際交流、国際共同研究への発展や、登録者 1 人 1 人が世界で活躍する一助となることを目指しています。

また、若手や外国人研究者を受け入れている研究者と受入先を探している若手研究者とをマッチングするサービスも提供しています。

本事業実施者は、JSPS-Net に登録くださるよう、御協力をお願いします。

<https://www-jspns-net.jspns.go.jp/>

8. LinkedIn への登録

LinkedIn は、世界 200 以上の国と地域にいる 10 億人を超える登録メンバーが仕事やキャリアに関する情報を取得、交換することができる、世界で働くすべての人のために、経済的なチャンスを作り出す世界最大のプロフェッショナルネットワークです。

日本学術振興会の情報を LinkedIn でも公開しておりますので、本事業経験者は、JSPS International Academic Collaborations をフォローくださるよう、御協力をお願いいたします。

<https://www.linkedin.com/company/jspns-international-academic-collaborations>

9. NBDC からのデータ公開について

国立研究開発法人科学技術振興機構のバイオサイエンスデータベースセンター (NBDC) が実施してきたライフサイエンスデータベース統合推進事業 (<https://biosciencedbc.jp/>) では、様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進しています。また、「ライフサイエンスデータベース統合推進事業の進捗と今後の方向性について」(平成 25 年 1 月 17 日) でも、NBDC (現 情報基盤事業部 NBDC 事業推進室) が中心となってデータ及びデータベースの提供を受ける対象事業の拡大を行うこととされています。

これらを踏まえ、本事業により得られるライフサイエンス分野に関する次の種類のデータ及びデータベースの公開に御協力をお願いします。

No.	データの種類	公開先	公開先 URL
1	構築した公開用データベースの概要	Integbio データベース カタログ	https://integbio.jp/dbcatalog/
2	構築した公開用データベースの収録データ	生命科学系データベース アーカイブ	https://dbarchive.biosciencedbc.jp/
3	2 のうち、ヒトに関するもの	NBDC ヒトデータベース	https://humandbs.dbcls.jp/

10. ナショナルバイオリソースについて

ナショナルバイオリソースプロジェクト (NBRP) は、ライフサイエンス研究の基礎・基盤となる重要なバイオリソースを、NBRP の中核的拠点に戦略的に収集・保存し、大学・研究機関に提供することで、我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献してきました。今後も我が国のライフサイエンス研究の発展に貢献していくためには、有用なバイオリソースを継続的に収集する必要があります。

ついては、本事業で開発したバイオリソース (NBRP で対象としているバイオリソースに限ります) のうち、提供可能なバイオリソースを寄託※いただき、NBRP における収集活動に御協力くださいますようお願いいたします。

また、NBRP で既に整備されているバイオリソース (動物・植物・微生物・細胞・遺伝子材料・情報) については、効率的な研究の実施等の観点からその利用を推奨します。

※寄託：当該リソースに関する諸権利を移転せずに、本事業での利用 (保存・提供) を認める手続きです。寄託同意書で具体的な提供条件を定めることで、利用者に対して、用途の制限や論文引用などの使用

条件を付加することができます。

- ・NBRP 中核的拠点整備プログラム 対象バイオリソース・代表機関一覧

<https://nbrp.jp/resource/>